

議員提案第33号

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかなる制定を求める意見書

このことについて、次のとおり意見書を提出するものとする。

平成20年9月30日提出

新潟市議会議員

同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

永井武弘  
藤田隆  
佐藤幸雄  
渡辺仁  
佐々木薫  
大泉弘  
下坂忠彦  
栗原学  
室橋春季  
小泉仲之  
目崎良治  
小山哲夫  
山際敦  
佐藤誠

## 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかなる制定を求める意見書

日本社会の急速な少子高齢化は、さまざまな課題を日本社会に投げかけ、新たなライフスタイルと、それを支える社会システムの構築が求められています。とりわけ、年金、医療、福祉などの社会保障制度はもちろんのこと、労働環境にも大きな変化の波が押し寄せ、働くことに困難を抱える人々の増大が社会問題となっています。また、2000年以降の急速な構造改革により、経済や雇用、産業など、さまざまな分野に格差が生じました。

とりわけ労働環境の問題は深刻さを増しています。失業とあわせて「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「偽装請負」など、新たな貧困と労働の商品化が広がっています。また、障がいを抱える人々や社会とのつながりをつくれない若者など、働きたくても働けない人々の増大は、日本全体を覆う共通した地域課題です。

こうした課題を解決するために、市民自身が協同で地域に必要な仕事をみずから起こし、社会に貢献する喜びや尊厳を大切にしながら、人と人とのつながりとコミュニティの再生を目指す、「協同労働」という新しい働き方が日本の社会に着実に広がりつつあります。労働者協同組合（ワーカーズコープ）、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障がい者団体など、「協同労働」という新しい働き方を求めている団体や人々を含めると10万人以上存在すると言われていています。

しかしながら、我が国においては、「協同労働の協同組合法」の制度を承認する他のG7各国と異なり、働く人、利用者及び支援者が協同して新しい事業とその経営組織を生み出そうとする制度を承認し、また振興する仕組みがありません。既に、欧州などでは、「社会的協同組合法」（イタリア）、「生産労働者協同組合法」（フランス）という名称等で法制度が整備されています。

これらの活動の社会的意義を踏まえ、日本においても「協同労働の協同組合法」の法制度を求める取り組みが広がり、1万を超える団体がこの法制度に賛同し、国会でも100名を超える超党派の議員連盟が発足して法制化の検討が始まりました。

だれもが「希望」と「誇り」を持ち、「安心」と「豊かさ」を実感できるコミュニティをつくり、人と社会との「つながり」を感じられるという、新しい働き方の必要性が高まっています。こうした働き方とこれに基づく非営利の事業体は、住民の自発性と主体性を基礎に、新しい公共と市民自治、まちづくりを創造するものであり、働くこと、生きることに困難を抱える人々自身が社会連帯の中で仕事を起こし、社会に参加する道を開くものです。

「全員参加型社会」を創造する国においても、社会の実情を踏まえ、就労の創出、地域の再生、少子高齢社会に対応する有力な制度として、「協同労働の協同組合法（仮称）」を速やかに制定するよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成20年9月30日

新潟市議会議長  
田村 清

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣



あて